

母子家庭等自立支援給付金事業 子育て支援課 ☎73-3016

※給付金の対象とならない講座もありますので、受講前に必ず母子・父子自立支援員へご相談ください。(相談がない場合、給付金が受けられません。)

○自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が技術を身につけるため、通信教育の受講や専門学校への通学など主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図るため、教育訓練施設等へ支払った費用の60%(1万2千円以上20万円を上限)に相当する額を支給します。ただし、雇用保険法の教育訓練給付金を受給した場合は、雇用保険給付金の額を差し引いた額を支給します。

○高等職業訓練促進給付金(6ヶ月以上の養成期間での修業)

ひとり親家庭の母または父が、就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業することが必要とされている資格について、修業期間中のうち一定期間について支給します。

- 1.看護師・准看護師
- 2.介護福祉士
- 3.保育士
- 4.理学・作業療法士
- 5.理容師・美容師
- 6.その他、上記に準じ市長が定める資格

○高等職業訓練修了支援給付金

修業期間修了時に支給します。

母子父子寡婦福祉資金の貸付事業 子育て支援課 ☎73-3016

ひとり親家庭の母または父、児童、寡婦等に対し、修学資金、就学支度金などの貸付けを受付します。貸付までの時間に余裕を持って、事前にご相談ください。

母子父子自立支援プログラム策定事業 子育て支援課 ☎73-3016

児童扶養手当受給者の自立・就業支援のための相談・情報提供をします。